

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等」の概要

1. PCB が使用された廃安定器の分解・解体について

(1) 改正の背景

昭和 47 年頃までに製造された安定器については、高濃度のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）を封入したコンデンサを使用したものがある。これは、一般家庭用の蛍光灯器具の安定器を除き、事務所等の蛍光灯器具、道路用トンネルの低圧ナトリウム灯器具、道路照明や工場・体育館等の高天井に使用される水銀灯器具の付属安定器として使用されていた。

これらの高濃度の PCB が使用された安定器が廃棄物となったもの（以下「PCB 使用廃安定器」という。）について、高濃度の PCB が封入されているコンデンサを取り除き、それ以外の部分を PCB 廃棄物ではないものとして取り扱うことを目的とし、分解又は解体を行って本来の安定器と異なる形状で保管する場合がある。この場合、環境への影響が懸念されることから、その取扱いについて検討を行った。

その結果、安定器の構造から、その分解又は解体方式は、①コンデンサ充填材固定型安定器に係るものと、②コンデンサ外付け型安定器に係るものに分類され、「PCB 廃棄物適正処理推進に係る検討委員会」（以下「検討委員会」という。）にも報告した上で、それぞれ次のとおりの結論を得た。



① コンデンサ充填材固定型安定器の例

② コンデンサ外付け型安定器の例

① コンデンサ充填材固定型安定器について

高濃度の PCB が封入されているコンデンサ部分のみならず、分解又は解体後の充填材をはじめとするコンデンサ以外の部分についても高濃度の PCB に汚染されているものが多く、分解又は解体作業は、高濃度の PCB の漏出、揮散に加え、PCB 廃棄物を規制の外で流通させ、PCB 汚染が広がる蓋然性が高いと考えられることから、認めるべきではないこと。

② コンデンサ外付け型安定器について

コンデンサ充填材固定型安定器とは異なりコンデンサ以外の部分の PCB 汚染は概ね 5,000mg/kg 以下の低濃度であると考えられるものの、コンデンサの形状及び性状に変化が生じている場合には、コンデンサ以外の部分も高濃度の PCB による汚染が確認されている。

したがって、分別又は解体作業を行っても、コンデンサ以外の部分が PCB 汚染物であることに変わりはないことから、コンデンサ充填材固定型安定器と同様に、分解又は解体作業は原則認めるべきではないこと。

ただし、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合において、一定の要件を遵守し、安定器から外付けのコンデンサを取り外すことができる場合であって、かつ、高濃度の PCB を封入したコンデンサと、その PCB に汚染された可能性があるものの、PCB 濃度は低濃度であると考えられるコンデンサ以外の部分に分解又は解体できる場合は、この限りではないこと。

(2) 改正の概要について

(1) を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則（以下「規則」という。）第 8 条の 10 に規定される特別管理産業廃棄物の積替えに関する所要の措置及び規則第 8 条の 13 第 5 号に規定される特別管理産業廃棄物の種類に応じた所要の措置において、PCB 汚染物であって環境大臣が定めるものについては、形状を変更しないようにする旨を追加することとし、環境大臣が定めるものとして、PCB が使用された廃蛍光灯用安定器、廃水銀ランプ用安定器及び廃ナトリウムランプ用安定器（コンデンサ外付け型安定器を除く）を定める告示を新たに設ける。

2. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の焼却施設の技術上の基準について

(1) 改正の背景

法第 15 条第 1 項及び法施行令第 7 条第 12 号の規定により、PCB 廃棄物の焼却施設を設置する場合、都道府県知事等の許可を受け、また、法第 15 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、当該施設の維持管理を行うこととされている。この施設設置許可に当たっての技術上の基準及び維持管理の基準については、規則第 12 条の 2 第 5 項第 1 号及び第 12 条の 7 第 5 項第 1 号の規定により、PCB 廃棄物の濃度にかかわらず、1,100℃を基準とすることとされている。

この点について、平成 24 年 8 月に取りまとめられた検討委員会の報告書「今後の PCB 廃棄物の適正処理推進について」においては、「微量 PCB 汚染絶縁油に限り、産業廃棄物処理施設の許可要件を 850℃以上 2 秒以上とすることが適当」であり、「その他の PCB 廃棄物を含め今後の実証実験の結果、安全かつ確実に処理できることを確認できた範囲で、許可要件の変更を検討することが適当」とされたところ。

今般、その後に実施された環境省における焼却実証試験や、法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の規定により低濃度 PCB 廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成 18 年環境省告示第 98 号第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる産業廃棄物をいう。以下同じ。）の無害化処理認定を受けた事業者（以下「無害化処理認定業者」という。）による実証試験結果を踏まえ、低濃度 PCB 廃棄物の焼却施設の許可基準のうち、技術上の基準及び維持管理の基準について検討し、次のとおり、一般に燃焼条件を「850℃以上で 2 秒以上滞留」とすることで、低濃度 PCB 廃棄物の適正処理は可能と考えられる結論を得た。

① 環境省による焼却実証試験結果

環境省において、以下のとおり、平成 19 年度から平成 25 年度までに、35 件の焼

却実証試験を行った。この結果、当該試験のうち、燃焼条件を「850℃以上で2秒以上滞留」とした

- ・ 微量 PCB 汚染絶縁油に係る試験 11 件（試料の PCB 濃度 6.5～71mg/kg）
- ・ 微量 PCB 汚染絶縁油に汚染された PCB 汚染物（微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物になったもの）に係る試験 2 件（試料の PCB 濃度 6.5～140mg/kg）
- ・ 概ね 5000mg/kg 以下の PCB 濃度の PCB 汚染物に係る試験 3 件（試料の PCB 濃度 2.2～9,800mg/kg）

のいずれの実証試験においても、PCB の無害化が可能という結果を得ることができた（詳細は表 1－1 及び表 1－2 のとおり）。

② 無害化処理認定事業者による実証試験結果

法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の規定により認定された低濃度 PCB 廃棄物の処理を行う無害化処理認定業者の認定数については、本年 1 月 31 日時点で 20 事業者（うち、19 事業者が焼却、1 事業者が洗浄）となっている（詳細は表 2－1 のとおり）。

このうち、燃焼条件「850℃以上で2秒以上滞留」で PCB 廃棄物が処理可能な業者が 17 業者となっている。いずれの事業者についても、認定に当たっては、実証試験を実施した上で、適正に無害化処理が行えることを確認し（詳細は表 2－2 及び表 2－3 のとおり）、認定を受けているところであり、当該燃焼条件下であっても適切に低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理をできるという実績が得られた。

（注）燃焼温度を 850℃以上として、実証試験が行われたのは、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成 9 年 1 月 ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会）において、既設の焼却炉の燃焼温度は 850℃以上が望ましいとされていたこと、廃棄物の焼却に関する欧州議会及び理事会指令（2000/76/EC）やバーゼル条約に基づく POPs 廃棄物の総合技術ガイドラインにおいて、燃焼温度を 850℃以上（ハロゲン化有機物の濃度 1%（10,000ppm）以上の場合を除く。）とされていたことなどを勘案したもの。

（2）改正の概要について

（1）を踏まえ、規則 12 条の 2 第 5 項及び第 12 条の 7 第 5 項において、低濃度 PCB 廃棄物の焼却施設に係る燃焼ガスの温度を 850℃以上とする旨を規定する。